

別表第三（第五十四条、第五十五条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一の一の項のトからヌまでに該当する対象事業	農道又は林道の長さ	農道又は林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
三 別表第一の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
四 別表第一の二の項のロに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
五 別表第一の二の項のハ又はニに該当する対象事業	^{たん} 湛水区域の位置	新たに ^{たん} 湛水区域となる部分の面積が修正前の ^{たん} 湛水面積の二十パーセント未満であること。
	^{せき} 固定堰又は ^{せき} 可動堰の別	
六 別表第一の三の項のイ又はロに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同	本線路の増設がないこと。

	じ。)の数	
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
七 別表第一の三の項のハ又はニに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
八 別表第一の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが十パーセント以上増加しないこと
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が十ヘクタール未満であること。
九 別表第一の五の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力について、汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
十 別表第一の五の項のハ又はニに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十一 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセ

		ント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムコンクリートダム又はフィルダムの別	
十二 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	送電線路の電圧	電圧が増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十三 別表第一の五の項のロに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
十四 別表第一の六の項のイ又はロに該当する対象事業	一時間当たりの排ガス量又は一日当たりの排水量	一時間当たりの排ガス量又は一日当たりの排水量が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五 別表第一の七の項のイ又はロに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
	廃棄物処理法施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十六 別表第一の七の項のロからへまでに該当する対象事業	一時間当たり又は一日当たりの処理能力	一時間当たり又は一日当たりの処理能力が、十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七 別表第一の八の項に該当する対象事業	飼育する牛若しくは豚の頭数又は飼養する鶏の羽数	飼育する牛若しくは豚の頭数又は飼養する鶏の羽数が十パーセント以上増加しないこと。

	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八 別表第一の九の項に該当する対象事業	建築物の高さ又は延べ面積	建築物の高さ又は延べ面積が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十九 別表第一の十の項から二十四の項まで又は二十六の項から二十八の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
二十 別表第一の二十五の項に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。

別表第四（第五十八条、附則第二項関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
二 別表第一の一の項のトからヌまでに該当する対象事業	農道又は林道の長さ	農道又は林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
三 別表第一の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四 別表第一の二の項のロに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
五 別表第一の二の項のハ又はニに該当する対象事業	<small>たん</small> 湛水区域の位置	新たに <small>たん</small> 湛水区域となる部分の面積が変更前の <small>たん</small> 湛水面積の十パーセント未満であること。
	<small>せき</small> 固定堰又は可動堰の別	
	<small>せき</small> 堰の位置	<small>せき</small> 堰の両端のいずれかが三百五十メートル以上移動しないこと。

六 別表第一の三の 項のイ又はロに該 当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が五ヘクタール以上増加しないこと。
七 別表第一の三の 項のハ又はニに該 当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が五ヘクタール以上増加しないこと。
八 別表第一の四の 項に該当する対象 事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが十パーセント以上増加しないこと
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が十ヘクタール未満であるこ

		と。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条の値が七十五以上となる区域をいう。）から三百五十メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
九 別表第一の五の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力について、汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水路の位置	放水路の位置が百メートル以上移動しないこと。	
十 別表第一の五の項のハ又はニに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
十一 別表第一の五の項のホ又はへに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	堰 ^{せき} の湛水 ^{たん} 区域の位置	新たに堰 ^{せき} の湛水 ^{たん} 区域となる部分の面積が変更前の湛水面積 ^{たん} の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
十二 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	送電線路の電圧	電圧が増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十三 別表第一の五の項のりに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
十四 別表第一の六の項のイ又はロに該当する対象事業	一時間当たりの排ガス量又は一日当たりの排水量	一時間当たりの排ガス量又は一日当たりの排水量が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五 別表第一の七の項のイ又はロに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
	廃棄物処理法施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分	

	場、同号口に規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十六 別表第一の七の項のロからへまでに該当する対象事業	一時間当たり又は一日当たりの処理能力	一時間当たり又は一日当たりの処理能力が、十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七 別表第一の八の項に該当する対象事業	飼育する牛若しくは豚の頭数又は飼養する鶏の羽数	飼育する牛若しくは豚の頭数又は飼養する鶏の羽数が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八 別表第一の九の項に該当する対象事業	建築物の高さ又は延べ面積	建築物の高さ又は延べ面積が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十九 別表第一の十の項から二十四の項まで又は二十六の項から二十八の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
二十 別表第一の二十五の項に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。